

金沢市公文書館条例施行規則制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、特定歴史公文書等を保存し、市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法の規定に基づく金沢市公文書館（以下「公文書館」といいます。）の令和4年4月の設置に向けて必要な事項を定めるものとして、「金沢市公文書館条例」（以下「条例」といいます。）を令和4年2月定例会に上程し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の施行に伴い、金沢市公文書館条例施行規則を制定し、公文書館の休館日のうち特別整理期間、館内での資料等の利用場所、入館の制限等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) 特別整理期間

公文書館の特別整理期間は、金沢市立玉川こども図書館と同様に、6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までとします。

(2) 資料等の館内利用

特定歴史公文書等その他の一般の利用に供する文書（以下「公文書館の資料」といいます。）を館内で利用しようとするときは、館内の所定の場所で利用しなければならないこととします。

(3) 入館の制限

館長は、他人に迷惑を及ぼす者、公文書館の資料、施設等を損傷する者等の、公文書館の管理上支障があると認められる者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができることとします。

3 施行日

条例の施行の日（令和4年4月を予定）から施行します。

参考 金沢市公文書館の概要

(1) 施設の概要

位置 金沢市玉川町2番2号

施設 閲覧室、作業室、閉架書庫

(2) 主な事業

- ・ 歴史公文書等の移管等に関する事。
- ・ 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。
- ・ 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- ・ 特定歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- ・ 歴史公文書等の利用に関する普及啓発を行うこと。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(3) 施設の利用

開館時間

午前10時から午後5時まで

休館日

月曜日（休日を除く）、年末年始（12月29日から1月4日まで）

特別整理期間

別紙 金沢市公文書館条例（案）